

固定資産税

平成19年度固定資産税は、平成19年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。★納付書は6月に1年分をまとめて送付します。(納期は8期です。)

情報公開

地方税法に基づき、固定資産に関する情報公開を実施します。※縦覧・閲覧ができる人は一定の要件があります。納税者本人以外の場合は、お断りすることもあります。事前にお問い合わせの上、お越しください。

【縦覧】

自己の土地、家屋の評価額を、他の土地、家屋と比較することが

モデルによる試算

年収300万円で配偶者控除・扶養控除がない場合

所得税税率 10%
住民税税率 5%
税額合計 188,500円

改正前 ※所得税は18年分 住民税は18年度課税分

給与収入	所得	所得控除上：所得税 下：住民税	課税所得上：所得税 下：住民税	税額上：所得税 下：住民税	定率減税額上：10% 下：7.5%	差引後税額上：所得税 下：住民税	市県民税均等割	合計
300万円	192万円	68万円 63万円	124万円 129万円	124,000円 64,500円	12,400円 4,900円	111,600円 59,600円	- 4,500円	175,700円

- 給与収入から所得への計算式(収入額により計算式は変わります)
300万→「300万-(300万×0.3+18万円)」=192万円
- 控除は基礎控除(所得税38万円・住民税33万円)+社会保険料控除(収入の1割)で試算
- 表の見方
・給与収入→(計算式)=所得
・所得-所得控除=課税所得
・課税所得×税率=税額

所得税は平成19年分所得から 住民税は平成19年度課税分から 次のように変わります

改正後

所得税税率 5%
住民税税率 10%
税額合計 191,000円

税額191,000円-2,500円=188,500円
改正前の税額と同額になります

給与収入	所得	所得控除上：所得税 下：住民税	課税所得上：所得税 下：住民税	税源移譲関係		他改正		市県民税均等割	合計
				調整控除	定率減税額上：所得税 下：住民税	差引後税額上：所得税 下：住民税			
300万円	192万円	68万円 63万円	124万円 129万円	62,000円 29,000円	- 2,500円	廃止 廃止	62,000円 126,500円	- 4,500円	193,000円

モデルケースの見方

色の「税額」欄が「税源移譲」により変わります。

所得税、住民税の合計額は「改正前」188,500円「改正後」191,000円です。この差額は「所得控除」欄の金額のうち「基礎控除」の所得税(38万円)と住民税(33万円)との差額(5万円)で生じるもので、これを是正するため色の「調整控除」を適用させ、改正前、改正後ともに税額が188,500円となります。

以上が「税源移譲」に係る部分です。ただし、実際の課税は定率減税の廃止によりモデルケース右の「合計」のとおり、改正前後では税負担は増額となります。(モデルケースで17,300円増額)

【閲覧】

納税義務者本人のほか、土地、家屋の賃借人等も、関係する土地、家屋の課税台帳の閲覧ができます。

- 縦覧できる人**
市内の土地・家屋に係る納税者、またはその代理人等(委任状が必要です)
- 期間**
4月2日から7月2日
(土・日・祝日は除きます)
- 縦覧できる人**
納税義務者本人、代理人等(委任状が必要)に限られます。
- 期間**
4月2日から通年
(土・日・祝日は除きます)

その他の制度

★固定資産評価審査委員会への審査申出期間は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書が届いた日後60日以内となっています。

問い合わせ先
税務課 市税班
(固定資産税担当)
(合志庁舎)
☎(248)1114

畜産堆肥処理施設等の 固定資産税が軽減されます

どうして軽減されるの？
畜産農家で畜産ふん尿の堆肥化のために設置した畜産堆肥処理施設等の固定資産税を軽減することで施設の建設促進を図り、地域環境の保全に努めるためです。

- 軽減対象になる資産は？**
畜産農家および畜産農家が組織する組合が所有(リースで使用している場合も含む)する畜産堆肥処理のための
 - ① 家屋(施設)
 - ② 右記①に附帯するふん尿処理機械・装置
 - ③ ふん尿処理の作業行程で、その作業のみに限定して使用する機械・装置

●**軽減の対象者は？**
右記の施設等の納税義務者で、減免申請して受理された者

●**軽減率は？**
100%です。

●**軽減適用期限は？**
平成19年度までです。

●**どこで申請すればいいの？**
農政課 農業振興班(合志庁舎)

※申請がない場合、全額課税となりますのでご注意ください。

問い合わせ先
税務課市税班 固定資産税担当(合志庁舎)
☎(248)1114
農政課 農業振興班(合志庁舎)
☎(248)1445